

# 稲美町立中学校部活動の方針

稲美町教育委員会

平成 31 年 4 月

## 「稲美町立中学校部活動の方針」策定の趣旨

中学校部活動では、生徒が興味・関心のある活動に取り組むことを通して、主体性を育て、個性や可能性を伸ばすことができます。また、目標に向かって仲間と協力する大切さや、努力を重ねてやり遂げた喜びや感動を味わい、仲間や指導者等とつながる社会性を育むことができます。さらに、部活動で学んだことや経験したことが、社会人になって役に立ったり、生きていく上での支えになったりします。加えて、部活動で取り組んだスポーツ、文化、科学活動が、その後の自分の生活を豊かにします。このように部活動は、当町の基本目標「夢と志を育てる」の中で位置づけた重点目標「健やかな体の育成」の下で行っている人間形成のための魅力ある教育活動です。

一方で少子化や、社会・経済の変化等により、教育等に関わる課題が複雑化・多様化し、学校や教師だけでは解決することができない課題が増え、部活動においては、従前と同様の運営体制では維持は難しくなっています。

このような状況を踏まえ、スポーツ庁は、全国の生徒が各自のニーズに応じた運動・スポーツを行うことができ、生涯スポーツに親しむ基盤として学校部活動が持続可能なものとするために、運動部活動の在り方の抜本的な改革に取り組み、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成30年3月）を策定しました。

また、文化庁は、生徒にとって望ましい文化部活動の実施環境を構築するという観点に立ち、文化部の活動が生徒の自主的、自発的な参加により行われ、地域や学校、分野、活動目的等の実態に応じて、多様な形で最適に実施されるよう、「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成30年12月）を策定しました。

そこで、当町は、スポーツ庁、文化庁のガイドラインに則り、町の部活動の望ましい姿を明確にし、生徒にとって一層有意義な活動とするための指針として、部活動の意義・目的やこれを実現するための体制の整備、指導のあり方等を規定した「稲美町立中学校部活動の方針」（以下、「方針」という。）を策定します。各中学校では、本方針及び当該学校の経営方針に基づいて、教育課程との関連を図りながら部活動を実施します。

本方針が、教職員はもとより、家庭、地域及び部活動に関連する各種団体で広く共有され、生徒主体の教育活動として、部活動が適切に運営されることを目指します。

## 目 次

<b>1 部活動の意義と目的</b> . . . . .	<b>1</b>
(1) 意義	
(2) 目的	
<b>2 適切な運営のための体制</b> . . . . .	<b>1</b>
(1) 学校部活動の方針	
(2) 部活動に関する校内協議	
(3) 部活動への所属	
(4) 部活動の設置	
(5) 休養日及び活動時間	
(6) 活動計画	
(7) 活動の指導・是正	
(8) 指導者の配置	
(9) 部活動専門指導員等の活用	
<b>3 部活動指導の在り方</b> . . . . .	<b>4</b>
(1) 生徒が主体的に活動する部活動とすること	
(2) 体罰、暴言等許されない指導を根絶すること	
(3) 生徒が達成感を持って取り組める活動	
<b>4 安全管理と事故防止</b> . . . . .	<b>4</b>
(1) 健康状態を考慮した活動	
(2) 活動の特性と発達段階に応じた指導	
(3) 安全点検と安全指導	
(4) 気象状況を考慮した指導	
(5) 事故等への対応	
<b>5 保護者、地域、関係者等との連携</b> . . . . .	<b>5</b>
(1) 保護者、地域との連携	
(2) 保護者の負担軽減	
(3) 関係団体等との連携	
<b>&lt;参考&gt;</b> . . . . .	<b>7</b>
○ 中学校学習指導要領 平成29年3月（抜粋）	
○ 中学校学習指導要領解説保健体育編 平成29年7月（抜粋）	

## 1 部活動の意義と目的

### (1) 意義

学校教育の一環として行われる部活動は、生徒の自主的、自発的な参加で、教職員をはじめとした関係者の指導のもと、個人や集団としての目的や目標を持って行われる活動です。その活動により、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資します。また、部活動には、生徒の多様な学びの場としての教育的意義があります。具体的には、次のような教育的意義が考えられます。

- ・ 明るく充実した学校生活の展開
- ・ 自主性、協調性、責任感、連帯感等豊かな人間性の育成
- ・ 体力の向上と健康の保持増進
- ・ 生涯にわたって豊かな生き方を継続するための基礎づくり
- ・ 専門的な知識及び技能の習得

このように生涯にわたり運動や文化、科学等に親しむ能力や態度を養うことで、技術面のみならず心身も成長し、豊かな社会性を育むことに繋がります。

学校教育の一環として、教育課程との関連を図りながら行う部活動は、非常に大きな教育効果があります。中学校では、こうした部活動の意義を踏まえた運営を行います。

### (2) 目的

- ① 部活動は、生徒の生涯にわたる人間形成の基盤づくりにとって重要な役割を果たす活動であるとの認識に立ち、スポーツや文化、科学等に親しむことで「豊かな心の育み」、「健やかな体の育成」を目指します。その育成のため、各学校は、生徒や学校、地域の実態に応じて、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行いながら推進します。
- ② 部活動は、学校経営方針に基づいて教育課程との関連を図り、計画的・組織的に実施する教育活動とします。

## 2 適切な運営のための体制

### (1) 学校部活動の方針

部活動を適切に運営するためには、学校教育全体の中に位置付け、教職員間の連携や外部指導者等と協力を図りながら組織的に運営することが重要です。

部活動は、特色ある学校づくりの一環として、学校の教育目標の実現に向けても効果が期待されます。生徒の人間形成の場として、また、保護者や地域から期待される生徒の健全育成の場として、学校運営の重要な柱として位置付けて、学校全体で組織的に部活動を適切に運営します。

そこで、毎年度、学校は部活動の方針を策定し、職員会議等でその内容を全ての教職員で確認します。また、学校ホームページ、学校通信等を利用して、生徒、保護者、地域に対して、活動の方針を説明します。

#### 【部活動の方針】

部活動方針は、本方針に沿い、次の項目等を参考に策定する。

<部活動の方針の内容項目の例>

- 目標
- 活動方針
- 設置部活動
- 基本的事項（以下に示す内容）

- ・指導体制(組織)・施設の割り当て・部活動設置基準・対外試合の考え方
- ・平日や休日の練習時間・休養日の設定・事故防止や安全対策・家庭、地域との連携・顧問会議、キャプテン会議の設置・部費等の取り扱い・研修計画 など

## (2) 部活動に関する校内協議

部活動は、教職員の積極的な取り組みに支えられていますが、学校教育の一環として、学校の管理のもとに行われるものであることから、各部活動の運営・指導が教職員等に任せきりにならないようにします。例えば、部活動に関する協議会を設置するなど、学校評価等を活用する等、定期的に活動の評価を行い、適正な運営を実現する必要があります。

## (3) 部活動への所属

部活動は「生徒の自主的、自発的な参加により行われる」ことに鑑み、生徒の部活動加入については、生徒の希望による「自主選択」とします。原則として、生徒が所属する中学校の部活動で活動します。

## (4) 部活動の設置

各校における部活動の設置(新設、統廃合を含む)については、生徒、教職員、保護者、地域等の実態に応じ、学校長のリーダーシップの下で、組織的に解決が図られるようにします。その際、種目等の最低必要部員数、教職員や指導者(教職員以外の外部人材で部活動の指導・支援にあたる者)、保護者や地域の協力体制等について考慮し、持続可能性を十分に考えた上で判断します。

なお、生徒数減少等の理由により、チーム等を結成することができない場合や生徒が希望する部活動が設置されていなかったりする場合は、特例を設けることにより、生徒の主体的な活動を保障します。また、生徒数の減少等、やむを得ない場合には、保護者や地域の理解を得ながら休部または、統廃合の措置について検討します。

### 【特例による部活動の設置】

#### ①複数校で編成する合同チーム等の設置

部活動において、競技等として成立する人数に満たない場合は所管の複数校による合同チーム等を編成・設置し、活動できるものとします。

#### ②希望する部活動が設置されていない場合

生徒が所属する学校以外の所管校に希望する部活動がある場合は、関係学校と保護者が協議のうえ、関係学校長が認めた場合に承認します。なお、その際、速やかに教育委員会に報告することとします。

※上記①、②に関する生徒が大会・コンクール・コンテスト等へ参加する場合は、関係団体等が作成する規定に従います。

## (5) 休養日及び活動時間

- ・教育委員会は、休養日等の設置基準を示すとともに、活動状況について把握します。
- ・部活動は、必ず教職員や指導者の監督指導の下で実施し、学校で定められた下校時刻までの活動とします。また、成長期にある生徒が、健康に関するバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下の点を踏まえて設定します。
  - ① 生徒の心身のバランスのとれた成長を促すために、集中した取組と適度な休養の確保に留意するとともに、効果的な練習方法等を取り入れること。
  - ② 生徒が、休日に家族と過ごしたり、地域の活動等に参加したりする機会を保障すること。

## 【休養日等の設定基準】

ア 学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は少なくとも1日以上)ただし、公式戦等やむを得ない事情がある場合、地域や学校の実情を踏まえ、学校長の判断の下、活動日を設定することができる。その場合であっても、従来の休養日設定を確保することを原則とし、確保できなかった場合は定期考査中や長期休業中に振り替える。

イ 長期休業中の休養日の設定は、「ア」に準じた扱いを行う。学校長は、長期休業の趣旨を鑑み、生徒が家族・地域で過ごす時間等の確保に配慮して、生徒にとって無理のない適切な活動計画であることを確認し、許可をする。

ウ 1日の活動時間は、平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度※とし、合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。

※大会参加等にかかる移動時間、練習前の更衣や用具等の準備や練習後の後片付けや生徒が活動を行わない待機時間は含まない。

エ 始業前の朝の練習活動について教職員から申し出があった場合、学校長は、生徒の健康面・安全面及び家庭の負担や教職員の勤務等の負担について検討した上で、実施を許可する。

### ③ 学校単位で参加する大会・コンクール・コンテスト等について

学校単位で参加する大会、コンクール・コンテスト等については、生徒の教育上の意義を考慮して参加します。

#### ア 大会・コンクール・コンテスト

大会・コンクール・コンテストとは、運動部においては、加古郡中学校体育連盟及び兵庫県中学校体育連盟主催の総合体育大会・新人大会と総合体育大会で出場権を得られる近畿大会並びに全国大会のこと。吹奏楽部においては、兵庫県吹奏楽連盟主催のコンクール並びにコンテストのこと(その他の文化部においては、吹奏楽部に準ずる)。これらの大会・コンクール・コンテストについては、部活動の大きな目標であり、競技・種目等においては、大会が週を越えて開催されることもあるため、生徒のコンディション維持のために必要な場合は休養日を設定しないこともできる活動とする。

#### イ 各種大会等

上記以外にも、関係団体等主催の各種大会等が開催されている。これら大会等への参加については、活動方針や年間計画に従って、年度当初に計画を立て、生徒の教育的効果を学校で協議し、学校長の許可を得て、参加することとする。

#### ウ 練習試合、合宿

練習試合、合宿への参加についても、上記のイに準じる。

## (6) 活動計画

部活動の教職員は、学校が策定した「活動の方針」に則り、各部活動において、各部活動における指導方針、活動計画(年間、月間)を作成し、学校長に提出します。その際、各教科等の授業、生徒会活動、学校行事等の取組との調整を図ります。また、作成した指導方針等は生徒、保護者に伝えます。

## (7) 活動の指導・是正

学校長は、活動計画や活動実績を適宜確認し、適切な指導が行われていることを把握するとともに、必要に応じて適宜、指導・是正を行います。

## (8) 指導者の配置

学校長は、生徒や教職員の数、部活動専門指導員等の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全確保等を考慮し、円滑な部活動運営の実施が図れるよう、指導者の配置と適正な数の部活動の設置を行います。

## (9) 部活動専門指導員等の活用

事故防止・安全対策や、より効果的な技術指導など生徒への多様な支援の手立てとして、外部指導者の活用が考えられます。競技等経験のない教職員や指導経験の少ない若手の教職員の部活動において、積極的に外部指導者を活用することで、専門的な知識及び技能の習得を効果的に図ることが考えられます。

稲美町では、外部指導者として、部活動専門指導員を活用することが可能です。部活動専門指導員を活用する時は、「稲美町立中学校部活動専門指導員配置要綱」に則って運用します。活用する部活動では、生徒が安全で充実した指導が受けられるよう、教職員と部活動専門指導員との情報共有と連絡が不可欠であり、役割分担等を明確にするとともに、部活動が学校教育の一環であることを踏まえ、生徒の自主的・自発的な参加が促進されるよう、緊密な連携が必要となります。

## 3 部活動の指導の在り方

生徒の主体的かつ意欲的な取組の支援のための基盤として、以下のことに留意します。

### (1) 生徒が主体的に活動する部活動とすること

部活動は、生涯にわたってスポーツや文化や科学等に親しむことの楽しさを体感させるとともに、様々な交流を通して人間形成を図るための活動です。

指導者等は、生徒の人間的な成長を支援するという立場で、過度な活動による影響（スポーツ障害等）を考慮し、短期的な成果のみを求めるのではなく、長期的な視野に立った指導を行うことで、生徒が主体的に活動する部活動にします。

### (2) 体罰、暴言等許されない指導を根絶すること

体罰、暴言やハラスメントは、指導者の熱意の表れではなく、生徒の人権を侵害する違法な行為です。学校長、教職員、部活動専門指導員や学校関係者は部活動の指導で、それらの行為が厳しい指導として正当化することは決して許されないものであるとの認識をもち、それらを根絶するよう取り組みます。なお、学校関係者のみならず、保護者等も同様の認識をもつことが重要で、教職員等から積極的に説明し、理解を図ります。

### (3) 生徒が達成感を持って取り組める活動

部活動は、生徒が自ら目標を見つけ、実現に向けて、課題を克服する方法を工夫したり、体力・技術等の向上のために工夫したり、問題を解決するために協力したり、学年を越えた連帯感を高めたりするなど、人間形成にも影響しています。目標の実現に向けて取り組むことによる充実感や達成感、生徒に自信を与え、生涯をたくましく生き抜く礎を築くものとなります。

## 4 安全管理と事故防止

### (1) 健康状態を考慮した活動

心身の発育、健全な成長を促すための部活動は、科学的根拠に基づき適切に行われる必要があります。生徒が自分の健康管理について関心や意識を持ち、適度な休養と栄養及び水分の補給に留意できるよう指導を行います。活動に際

しては、生徒の健康観察を適切に行い、体調がすぐれない生徒に対しては、無理をさせず、活動内容を制限等、適切に判断します。健康診断（心電図検査等）で異常が認められた生徒に対しては、医師の指示に従うとともに養護教諭、学級担任、保護者等との連携を密にし、健康状態について常に把握しておくことも重要です。

## (2) 活動の特性と発達段階に応じた指導

各部活動の特性を踏まえ、安全に活動することを生徒に指導し、注意喚起するとともに、練習の目的及び内容や効果的な練習方法を生徒に理解させ、事故防止に最大限の配慮を行います。

また、生徒が心身の成長過程にあることを念頭に置いて、学年や個人差に十分配慮し、適切な活動内容となるように練習方法を工夫し、段階的、計画的な指導を行うための活動を計画的に定め、教職員、指導者間で意思統一を図って行います。

## (3) 安全点検と安全指導

部活動において、ケガや事故が発生することがあります。部活動を安全な活動とするために、学校全体として、活動場所、使用器具の整備・点検に努めるとともに、使用前の安全確認を生徒自らが行うことなど、安全への意識を高める指導を行い、事故の未然防止に努めます。さらに、施設・用具を適切に使用するとともに、その施設・用具に内在する危険性に留意し、事故が起きないように生徒の安全確保に万全を期します。

## (4) 気象状況を考慮した指導

活動時には、気象庁が発表する高温注意報や雷注意報などの情報を収集するとともに、熱中症予防のため、環境省の熱中症予防サイト等で環境条件の把握を行うなど、各校で、気象状況を考慮した指導を行います。

特に高温・多湿下では、各競技団体等による対策を参考にしながら、熱中症を予防するための対策が必要です。また、暴風や雷等に対して、活動や試合の中止及び中断の判断が的確に行えるよう、気象情報の収集に努めるとともに、判断基準を明確にしておくことも必要です。

## (5) 事故等への対応

部活動の実施時には、生徒の生命・身体・健康を守ることを優先します。そこで、指導者はもとより生徒自身も安全意識を高め、日頃から事故を未然に防ぐことができるよう健康や環境に十分に留意して活動に取り組み、活動中における事故防止に向けた指導体制を整え、生徒の安全確保に万全を期します。例えば、救命救急講習会等を定期的実施し、心肺蘇生法や事故発生時の対応について共通理解を図ることや、生徒に対しても、保健体育科の授業や部活動を通して、応急手当に関する指導を適宜行い、事故発生時には適切に対応できるようにすることなど、事故を未然に予防する対応がとれるよう研修や指導を実施することが大切です。

事故や傷病等発生時の対応については、当該生徒の救護や応急処置等、人命救助を最優先に行えるように、年度当初に危機管理マニュアル等を教職員に周知し、緊急体制を確立しておくことが必要です。

## 5 保護者、地域、関係者等との連携

部活動は学校教育の一環として行われており、保護者や地域の理解を得ることは重要で、保護者、地域の支援、協力が不可欠です。活動が充実したものになるように、日頃から保護者、地域との信頼関係を築きます。



また、顧問の状況や生徒のニーズ等によっては、技術的な指導は、地域などでの優れた指導力を有する外部指導者に協力を得て行うことが効果的な場合も考えられます。地域や学校の実態に応じ、関係団体等とも連携することも必要です。

### (1) 保護者、地域との連携

部活動に対する保護者、地域の考え方や要望が多様化している中で、部活動の適正な運営に関して正しく理解してもらい、共通理解を図り、協力を得ることが重要です。そのため、以下の項目に留意することが重要です。

- ① 教育委員会は、稲美町の部活動の在り方について本方針を示し、保護者、地域への周知を図る。
- ② 学校は、年度当初等の時期に保護者会等で、部活動の活動方針や年間計画などを説明し、共通理解を図る。
- ③ 学校は、毎月の活動計画を文書や学校ホームページ等を活用し、予め周知する。
- ④ 学校は、長期休業中の活動計画を長期休業前に配付し、生徒や保護者が休業中の計画を立てられるよう配慮する。
- ⑤ 学校は、練習等による傷病や課題発生時には適切な対応をするとともに、必ず保護者に連絡する。

### (2) 保護者の負担軽減

部活動に関しては、保護者の経済的な負担への配慮も不可欠です。特に、経済的な理由で生徒の部活動が制約を受けること（入部したいのにできない、途中で退部せざるを得なくなる、など）のないように、学校は配慮をする必要があります。そこで、保護者から部費等を徴収する場合は、文書等で連絡するとともに、収支報告を必ず行う必要があります。その際に、保護者の経済的な負担が過度にならないように配慮します。

### (3) 関係団体等との連携

#### ① 中学校体育連盟等(以下、中体連等とする)との連携

ア 教育委員会は、中体連等と協議し、本方針の推進に努める。

イ 教育委員会は、部活動の適正化に向けて、学校、中体連等と連携し、運営に係わる規定の見直し等の改善を図る。

#### ② 各種団体との連携

ア 教育委員会は、校長会で、本方針の趣旨を共有する。

イ 教育委員会は、生徒の適正な大会参加及び部活動指導者の運営協力について、各種目団体と連携し、町の中学校部活動として参加する大会について協議する。

## 〈参考〉

### ○ 中学校学習指導要領 平成29年3月（抜粋）

#### 第1章総則 第5 学校運営上の留意事項

##### 1 教育課程の改善と学校評価、教育課程外の活動との連携等

ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

##### 2 (略)

### ○ 中学校学習指導要領解説保健体育編 平成29年7月（抜粋）

#### 第3章 指導計画の作成と内容の取扱い

##### 3 部活動の意義と留意点等

部活動の指導及び運営等に当たっては、第1章総則第5の1ウに示された部活動の意義と留意点等を踏まえて行うことが重要である。中学生の時期は、生徒自身の興味・関心に応じて、教育課程外の学校教育活動や地域の教育活動など、生徒による自主的・自発的な活動が多様化していく段階にある。少子化や核家族化が進む中であって、中学生が学校外の様々な活動に参加することは、ともすれば学校生活にとどまりがちな生徒の生活の場を地域社会に広げ、幅広い視野に立って自らのキャリア形成を考える機会となることも期待される。このような教育課程外の様々な教育活動を教育課程と関連付けることは、生徒が多様な学びや経験をする場や自らの興味・関心を深く追究する機会などの充実につながる。

特に、学校教育の一環として行われる部活動は、異年齢との交流の中で、生徒同士や教職員と生徒等の人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、その教育的意義が高いことも指摘されている。

そうした教育的意義が部活動の充実の中のみで図られるのではなく、例えば、運動部の活動において保健体育科の指導との関連を図り、競技を「すること」のみならず、「みる、支える、知る」といった視点からスポーツに関する科学的知見やスポーツとの多様な関わり方及びスポーツがもつ様々な良さを実感しながら、自己の適性等に応じて、生涯にわたるスポーツとの豊かな関わり方を学ぶなど、教育課程外で行われる部活動と教育課程内の活動との関連を図る中で、その教育効果が発揮されることが重要である。

このため、本項では生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動について、

- ① スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等に資するものであるとの意義があること、
- ② 部活動は、教育課程において学習したことなども踏まえ、自らの適性や興味・関心等をより深く追求していく機会であることから、第2章以下に示す各教科等の目標及び内容との関係にも配慮しつつ、生徒自身が教育課程において学習する内容について改めてその大切さを認識するよう促すなど、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること、
- ③ 一定規模の地域単位で運営を支える体制を構築していくことが長期的には不可欠であることから、設置者等と連携しながら、学校や地域の実態に応じ、教職員の勤務負担軽減の観点も考慮しつつ、部活動指導員等のスポーツや文化及び科学等にわたる指導者や地域の人々の協力、体育館や公民館などの社会教育施設や地域のスポーツクラブといった社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うこと、をそれぞれ規定している。

各学校が部活動を実施するに当たっては、本項を踏まえ、生徒が参加しやすいように実施形態などを工夫するとともに、生徒の生活全体を見渡して休養日や活動時間を適切に設定するなど生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮することが必要である。

(後略)